

## 地域おこし 協力隊活動日誌

49

古内 賢



山も色づく今日この頃いかがお過ごしでしょうか。

二年目の芦別を満喫しながら九月・十月と収穫作業に追われる日々も終わり、振り返ると水稲は前半雨が少なく水の確保に躍起になった事や、逆に後半は雨が多く作業の予定を狂わされた事を思い出します。

ただ、今年は蕎麦の方が順調で、去年より収穫量も多いという事で一安心でした。

また、ビニールハウスでのトマト栽培も何とか形になり、来年に向けて土作りを頑張りたいと思います。

冬が来るまでわずかですが、来年に向けての後作業がまだ残っていますので、まだ気を緩めず作業をしたいと思っています。

### 納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成31年1月から令和元年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分の保険料や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明す

る書類の添付が必要となります。

このため、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られる予定ですので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

また、令和元年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方には、翌年の2月上旬に送られる予定です。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

### 11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」です

厚生労働省では、「国民お一人お一人、『ねんきんネット』等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基にさま

ざまなパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、砂川年金事務所にお問い合わせください。

詳しくは「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

[http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/)



ねんきん太郎  
「ねんきんネット」マスコット

●詳細／砂川年金事務所 ☎0125-52-2144、市民年金係